

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

大学の理念・目的を踏まえ、学生一人ひとりの個性・能力を十分に把握しそれらを最大限引き出すことを目指し、入学から卒業・修了まで一貫して決め細やかな学生支援を行うため、学生支援の方針を掲げている。学生に対する修学支援、生活支援、進路支援の方針の各項目を以下のとおり設定している（資料7-1【ウェブ】）。

修学支援は、以下のとおりとしている。

1. 学生が学修を円滑に進めることができるよう、教職員が連携し、適切な相談・指導を行う。また、障害のある学生については、「障害のある学生への支援に関する基本方針」に基づいて支援する。
2. 学生が自ら意欲的に修学を進めることができるよう、設備環境の整備に努める。
3. 成績不振の学生、留年者、休学者、退学希望者の状況を把握し、教職員が連携して適切な指導と対応を行う。
4. 大学独自の奨学金制度を整備し、意欲のある学生に経済的な支援を実施する。

生活支援は、以下のとおりとしている。

1. 学生の主体性や社会性の向上に資するため、部活動・同好会活動に積極的に取り組むことができるよう支援を行う。
2. 学生が心身の健康を保持できるよう、適切な健康管理やカウンセリングを行う。
3. ハラスメント防止に取組み、相談・解決の体制を整備する。

進路支援は、以下のとおりとしている。

1. キャリア支援課を中心に関連部門が連携し、学生一人ひとりのキャリア支援を行う。
2. 各学年に合わせたガイダンスやセミナー等の充実を図り、就職意識の向上を促す。
3. 看護師・保健師・助産師国家試験や教員採用試験の合格に向けて、模擬試験・対策講座等の支援を行う。

以上の方針について、ホームページに掲載をして周知を図っており、学生支援の方針は適切に明示している。なお、学生支援の方針については、教職員向け学内グループウェアシステムの掲示板にて明示し共有している（資料6-3）。

**点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。**

評価の視点1： 学生支援体制の適切な整備

評価の視点2： 学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障害のある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3： 学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4： 学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5： 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6： その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<学生支援体制の適切な整備>

学生支援の体制として、教職員から構成される「姫路大学全学学生委員会」「姫路大学看護学部学生委員会」「姫路大学教育学部学生委員会」「姫路大学学生キャリア・就職支援委員会」「姫路大学看護学部キャリア・就職支援委員会」「姫路大学教育学部キャリア委員会」を設置している。全学学生委員会は、「姫路大学全学学生委員会規程（資料7-2）」に基づき、学生の健康管理、奨学制度、学生相談、学生の福利・厚生及び学生指導といった学生指導全般に係る全学的事項について協議・調整している。

両学部の学生委員会が、「姫路大学看護学部学生委員会規程（資料2-17）」及び「姫路大学教育学部学生委員会規程（資料2-30）」に基づき、学生の生活相談、福利厚生等について運営・実施している。このように、学生の福利・厚生及び指導等について組織的に連携し、審議・協議・運営している。

姫路大学看護学部キャリア・就職支援委員会、姫路大学教育学部キャリア委員会が「姫路大学学生キャリア・就職支援委員会規程」に基づき、学生のキャリア教育・相談及び就職支援に関する事項について協議・実施している（資料2-21、2-35）。

2019年度からは、両学部の連携強化及び共通認識の重要性を鑑みて、第一段階として内部質保証の推進を目的とした学部教育改善検討会を設置し、学生支援に関する様々な取り組みを行っている。例えば、車椅子を使用する学生の修学支援の実施や、プライバシー強化を目的としたカウンセリング室の環境整備を行っている（資料7-3）。

#### <学生の修学に関する適切な支援の実施>

学生の相談に関する支援については、教員及び教務学生課が修学、生活、進路面を担当しており、履修に係る相談、障害のある学生への修学支援、奨学金に係る経済的支援措置等に当たっている。

学士課程では、クラス担任制を設け、教員が日常的に随時、学生面談できるよう学生を支援する体制が整えられている。そして、これらの支援体制における学生の相談内容に対し、組織的に対応し有効な支援ができるよう、各学部に学生委員会、教務委員会、キャリア委員会を設置し、学生の修学支援に係る教員間における情報共有や支援方策に係る協議を行っている。

正課外教育としては、両学部の教育目的の観点から、全学的にボランティア活動の積極的な推進を行っており、学外関係者からの情報が教務学生課に入っており、姫路城マラソンボランティアスタッフや地域からの依頼など多岐にわたる情報を掲示、ポータルサイトによって周知している（資料7-4）。学士課程の学生が正課外教育を通じて、ボランティア精神及び社会性を培うことができるため、このような様々な正課外教育は、本学の理念・目的に沿った共生の心を持つ人格形成の一端を担っている。なお、本学の学生は、学生教育研究災害傷害保険に加入しており、教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行うことで適切な学生支援を行っている。また、看護学部では国家試験対策講座、教育学部では教員採用試験対策講座を実施し、細やかな指導を行っている（資料7-5、7-6）。

留学生等の学生に対する修学支援については、留学生入学試験制度を設けているが、現時点で留学生の受け入れ実績はない。今後、留学生の受け入れ実績を踏まえ、本学の理念・目的を踏まえた学生支援に関する方針に基づき、留学生を支援していく。

障害のある学生に対しては、必要な機器の貸出などの修学支援を行っている。また、大学構内に10箇所（1号棟には5箇所、新2号棟には4箇所、旧2号棟には1箇所）の障害者用トイレを設け、障害者専用の駐車スペースを設けている（資料7-7）。個々の要望がある学生については、障害のある学生支援に関する基本方針に基づき、合理的配慮を提供する体制を整備している（資料7-1【ウェブ】）。また、障害のある学生に各種支援ができるよう、職員を研修会に派遣し研鑽を積んでいる。

成績不振の学生の状況把握と指導については、一つの指標として出席状況を集計し、欠席が多い学生に対して、教務学生課が教務委員長及び担任教員に報告し、担任教員が指導している。

留年者及び休学者の状況把握と対応については、アカデミックアドバイザー（看護学部の

複数担任制)、クラス担任教員(教育学部)が個別に連絡を取り、繰り返し面接を行い、学生が進級及び復学できるよう継続したサポートを行っている。休学者については、学生とアカデミックアドバイザー・クラス担任教員の面談後、学生委員長が同席し、休学理由、休学後の計画等を確認した上で学籍異動の手続きを行い、学生委員会で共有され、教授会にて審議を行い、学長が決定している。また復学者については、休学時と同様に、学生と担任が話し合い、今後の履修計画や方法について十分に話し合っ て復学がスムーズに行えるようにサポートしている。休学や退学に転帰しやすい状況を抱えた学生の把握をスムーズに行うために、両学部とも学生委員会で適宜報告を行い、情報交換を密にすることで、修学支援が必要な学生を学部全体で早期に把握するよう努めている。また、心身の問題が生じ長期にわたって修学支援が必要と判断した学生に対しては、担任、学部長、健康管理室職員、カウンセラー、教務学生課が各々主体的に対応し、全学学生委員会で共有され、協議を行っている。特別の配慮を求めた学生には、支援申請書の提出を求め、合理的配慮の必要性を検討する体制を整備している(資料7-8)。

退学希望者の状況把握と対応については、学生とアカデミックアドバイザー・クラス担任教員が退学理由を確認した後、学生委員会、学部長の面談を行い、教授会で審議・報告され、学長が決定している。

奨学金その他の経済的支援の整備については、本学独自の奨学金及び日本学生支援機構などの外部奨学金を活用している。本学独自の奨学金制度としては、家庭の経済的理由により修学が困難となった学生に対して、その学業を継続させるため、授業料の半額免除を行う「学資支援奨学金」制度、成績優秀と認められる学生に対して授業料の半額または全額免除により学業奨励を行う「特別奨学金(A型及びB型)」制度がある。また、教育学部で教員を目指す受験生に対し、入学時に「教員養成支援奨学金」として授業料の減免措置を講じている。外部奨学金としては、日本学生支援機構奨学金に係る学内説明会を開催し、学生に奨学金を広く案内するとともに、学生の希望に応じた奨学生採用に向け支援している。なお、本学は株式会社オリエントコーポレーションと提携し、比較的 low 利子で、簡単な手続きにより利用可能な「学費サポートプラン」を導入し、学生及び保護者への学費納入に係るサービス向上を図っている。

本学独自の奨学金制度である学資支援奨学金は、経済的理由により修学が困難であり、人物が他の学生の模範となり得る学生に対し、毎年、両学部で10名を上限として、当該年度の授業料の半額を免除する制度である。経済的理由により修学が困難な学生が申請書類を提出し、「姫路大学奨学金規程(資料7-9)」により規定された奨学生選考委員会の審査を経て採用を決定している。選考基準は、主として所得に重きをおき奨学生を採用している。採用状況は、大学基礎データ表7のとおりであり、開学以来、採用人数が順調に増加している。

特別奨学金(A型)については、とくに成績が優秀であり、人物が他の模範となり得る学生に対し、奨学生選考委員会の審査を経て、各学部各学年1名ずつ、当該年度の授業料を全

額免除する制度である。選考基準は、主として1年次生においては、出身高等学校の調査書の評価点が4.3以上であり、かつ入学時の試験における成績が上位5番以内であること、2～4年次生においては、前年在学年次における必修科目の平均点が3番以内であり、かつ75点未満の科目がないこととなっている。なお、該当者がいない場合、2名以内のB型奨学生（授業料の半額免除）を採用することに代えることもある。採用状況は、大学基礎データ表7のとおりである。

特別奨学金（B型）については、成績が優秀であり、人物が他の模範となり得る学生に対し、奨学生選考委員会の審査を経ることにより、各学部各学年1名ずつ、当該年度の授業料を半額免除する制度である。選考基準は、主として1年次生においては、出身高等学校の調査書の評価点が4.0以上であり、かつ入学時の試験における成績が上位10番以内であること、2～4年次生においては、前年在学年次における必修科目の平均点が10番以内であり、かつ60点未満の科目がないこととなっている。採用状況は、大学基礎データ表7のとおりである。

外部奨学金である日本学生支援機構奨学金は、人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難な学生に奨学金が貸与される制度である。第一種（無利子）と第二種（有利子）があり、申請者は家計等の条件に合えば併用貸与もできる。学生が奨学金貸与申請を行い、本学が申請した学生の中から適格と判断される学生を日本学生支援機構に推薦し、日本学生支援機構が採用決定を行う。本学では、教務学生課が申請説明会を実施し、制度の案内及び面談を行い、学生の希望に応じて受給に向けたサポートをしている（資料7-10）。また、文部科学省より高等教育無償対象校として認可され、2020年4月より給付奨学金と授業料等減免制度の運用を開始し、奨学金制度を充実させている。

その他、病院奨学金、地方公共団体等の奨学金については、随時、学生に紹介しており、これらの奨学金は、経済的理由で奨学金を必要とする学生を支給対象としている。長期にわたる景気低迷は深刻を極め、所得格差の広がりや正規雇用の縮小といった問題は、学生やその保護者の経済的負担をさらに重くしているとも言え、本学では、そうした学生や保護者に対する支援として、開学当初から奨学金制度の充実を図ってきた。また、オリエンテーション、各種奨学金説明会、掲示、パンフレットなどを通して、各種奨学金制度について情報提供を行っている。さらに、教務学生課の窓口においては、個別相談やアドバイスを丁寧に行うよう努めている。

学費延納・分納制度については、所定の期日までに学費等の納入ができない場合には、毎学期の納入期限内に教務学生課に願い出て、許可を得ることにより、学費等の延納を認めている。また、学費等の分納を希望するときは、毎学期はじめの一定の期間内に教務学生課に願い出て、許可を得ることにより、最大前期分3回、後期分3回に分けての納入が可能である。このように学費等の延納や分納を許可することと、奨学金の適用により、学生が学費未納による除籍処分とならないよう最大限の配慮を行っている。許可件数は、2018年度は18件の延納許可、29件の分納許可をしている（資料7-11、資料7-12）。

#### <学生の生活に関する適切な支援の実施>

学生支援に関する方針に基づき、部活動・同好会活動への取り組み、心身の健康保持のための健康管理やカウンセリング、ハラスメントの防止・相談・解決方法等について、学生の相談に応じる全学的な体制を整備している。

ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備については、学修便覧において相談窓口（教務学生課、健康管理室等）を学生に明示しており、ハラスメントに関する啓発を行うハラスメント防止委員会の他、学生からのハラスメントの被害救済等の提起があった場合は、ハラスメント特別調査班規程に基づいて適切に事実関係を調査している（資料 1-7）。本学では、「学校法人弘徳学園に勤務する職員、学生等のハラスメント防止・排除・対応のための措置及び事象に対する必要な事項・手続に関する規程（資料 7-13）」及び「学校法人弘徳学園ハラスメント防止ガイドライン（資料 7-14）」により、健全で快適なキャンパス環境をつくることを目的に、学生・教職員がハラスメント防止に努めている。学生に対しては、オリエンテーション開催時に学修便覧を配布し、ハラスメント防止及び万一、被害に遭った場合の相談方法等について説明している。

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮については、カウンセリング室の案内リーフレットを作成し、学生生活における不安や悩みに対応するため、カウンセラー2名を配置している。主な相談内容は、人間関係、友達ができない、家族の問題、自身のことなど、多様化している。内容によっては、担任、各学部学生委員長と情報を共有し、学生本人を交えた面談も実施している。利用者数は、2018年度は131名となっている。また、近隣にある播磨大塩病院と契約し、精神科、神経科に診察が必要と思われる学生に係る相談ができるよう学生支援に向けた態勢を整えている。健康管理室では、学生の健康の保持、増進に努め、健康相談や保健指導を行っている。また、病気やケガの適切な応急処置を行い、医療機関への紹介も行っている。定期健康診断は、学校保健安全法に基づき、年1回4月に実施している。検査項目は学修便覧に記載しており、両学部には学外実習があることから、個人の健康管理や集団生活における感染予防のため、1年次に看護学部では麻疹・風疹・ムンプス・水痘、教育学部では麻疹の抗体検査を受診させている。インフルエンザ対策として、学内の予防接種や、保健教育を実施している。健康診断証明書は必要に応じて発行している。

#### <学生の進路に関する適切な支援の実施>

学生支援に関する方針に基づき、キャリア支援課が中心となって学生のキャリア支援を行うための全学的な体制を整備している。学生は原則予約することなく、利用時間内であればいつでも利用できる体制としている。支援内容は、キャリアガイドブックに則した就職活動の説明、進路（就職、進学等）相談、学生が持っている就職先のイメージに即した病院や企業の紹介、エントリーシート・履歴書の記入方法の指導、模擬面接、各種講座・セミナー・ガイダンス等の実施、インターンシップ先の紹介、ボランティア紹介（教育委員会関連）、

病院奨学金のとりまとめ等である。学生の進路希望調査や面談履歴については、データベースに登録することにより管理し、次の面談等に活用している。

一般企業のインターンシップは、都道府県・市町村や姫路経営者協会など各種団体、一般企業からの募集に対応し、学生に希望者を募り積極的な参加を促している。また、神戸市や姫路市などの教育委員会のスクールサポーターやボランティアへの参加促進も行っている（資料 7-15）。

求人情報について、求人票は地域別にファイリングし、学生がいつでも閲覧できるようにしている。看護学部においては、公立、私立を問わず全国各地の病院等から求人依頼があり、看護学部教員とキャリア支援課職員で対応している。教育学部においては、私立保育所・幼稚園は、学生の進路希望に応じて希望勤務地の各種協会や協議会等が主催する懇談会や説明会等に参加し、募集状況や情報交換を積極的に行っている。一般企業は、企業の採用担当者からの情報提供を受け、学生に紹介を行っている。

キャリア支援に関する組織体制については、学生のキャリア教育・相談及び就職支援に関する事項について、看護学部キャリア・就職支援委員会、教育学部キャリア委員会を設置している。委員会でキャリア形成や就職支援等に関する協議を行い、教員とキャリア支援課と連携を取りながら学生支援を行っている。また、看護学部では国家試験対策（看護師・保健師・助産師）として国家試験対策委員会、教育学部では教員採用試験対策として教員採用試験対策委員会を設置し、独自のカリキュラムを作成して特別講義や模擬試験等を行っている。国家試験対策は、国家試験対策委員会が国家試験合格に向け、1年生から4年生まで体系的なプログラムを作成し、外部の機関と教員が協同して学生に指導している（資料 7-5）。教員採用試験対策は、学部教員で構成されている教員採用試験対策委員会が教員採用試験合格に向け、1年生から4年生まで体系的なプログラムに沿って学生に指導している。1・2年次は、春期休暇中に文系、理系の基礎教養講座を実施、3年次は年間を通して文系・理系の過去問題演習を実施、併せて後期からは、教職教養の理解を深めるべく少人数グループによる面接指導を実施している。4年次は1次試験直前対策講座・2次試験直前対策講座として、筆記対策と併せて模擬授業・集団面接・グループ討議対策を実施している。また、音楽、体育の理論及び実技についても、専門性の高い専任教員から個々の学生の能力、受験予定地の採用試験状況を踏まえた個別指導を3年次後期から採用試験直前まで継続して支援を行っている（資料 7-6）。

各種講座・セミナー・ガイダンス等については、学部別に進路選択に関わる指導・ガイダンスを実施している。看護学部の就職ガイダンスや各種説明会については、3年次に外部講師を招いてのマナー講習会（面接対策含む）を実施、4年次には学内で病院合同説明会を実施している（資料 7-16、7-17）。教育学部では、3年次10月より個別に就職ガイダンスを実施。3～4年次にかけて、一般企業就職希望者向けに外部業者による就職活動説明会等を必要に応じ実施している（資料 7-18）。

博士前期・後期課程の学生支援については、教職員が連携して適切な指導及び対応を行っ

ている。博士後期課程においては、1年次後期からの研究計画の検討に際し、学生が希望する専門分野の教員チームを構成し、学生の研究課題、研究計画書の円滑な作成につなげるため、学生の相談に応じて指導を行っている。

#### <学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施>

本学では、学生の課外活動を奨励し学生会や各種クラブの設立・活動に係る支援を行っている。学生が安心して教育研究活動やサークル活動に専念出来るよう、活動中の怪我などに対し補償する学生教育研究災害傷害保険や、正課の授業中・学内行事中の第三者への賠償責任、施設・備品を壊した場合に損害賠償を補償する学研災付帯賠償責任保険に、本学が掛金全額を負担し加入することで、充実した正課外活動となるよう支援を行っている。学生会は、新入生歓迎会、大学周辺美化ボランティア活動、大学祭、クリスマス・スポーツ大会等の各種イベントを開催している。

教育学部（通信教育課程）に在籍している硬式庭球部女子の活動に対しては、世界基準のデコターフを施工したハードコート4面を設置し、公式戦に対応した施設設備を整えている。文武両道の実現のため、学修環境にも配慮している。これらの支援により、2019年度全日本大学対抗テニス王座決定試合において、全国第4位、関西大学対抗テニスリーグ戦1部リーグにおいて第2位になるなど、数々の戦績を収めている。

#### <その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

本学学生の修学支援に関する入学前サポートについては、看護学部では、AO入試・指定校推薦入試・公募制推薦入試によって比較的早い時期に入学予定者の一部が決定することから、これらの入学予定者に対して、入学後の初年次教育に備えて、入学前教育を行っている。以前は、国家試験対策委員会による事前課題の提示を行っていたが、2018年度入学生からは教育関連企業が提供する看護・医療系の入学前教育プログラムを受講し、入学前に大学での学習に必要な基礎力を補うことを試みている。（資料7-19）。教育学部では、AO入試・指定校推薦入試における入学予定者に対して、入学前教育を行っている。本学キャンパスにおいて「フォローアップ講座」を行い、グループディスカッションなどの方法によって対面での指導を行っている（資料7-20）。

新入生の導入教育の取り組みについては、両学部合同で新入生研修会を開催し、①大学の理念・目的及び各学部の教育目的を理解すること、②レクリエーション、討議、共同作業、発表などを通して学生相互の交流を図るとともに、学生と教職員との交流を深め大学で学ぶ意義を認識すること、③将来、どのような専門職を目指すのかを踏まえ、各学部で学ぶ意味を考える機会にすることを目的として、毎年度4月上旬に実施している（資料7-21）。

新入生オリエンテーションについては、両学部において、入学式後、新入生が不安なく大学生活を送られるよう実施している（資料7-22）。学生が大学のマナーやルールを知り、快適に学生生活を送られるよう学修便覧に基づいて各学部学生委員会が主となり指導して



いる。履修相談については教務学生課及び各学部教務委員会、図書やリファレンスの利用については図書館事務課、健康管理に関することは健康管理室がオリエンテーションを行っている。また、教務学生課が健康診断の実施や奨学金についての説明会、消費者トラブル、薬物乱用、不適切な SNS の利用、カルト宗教勧誘対策に関する研修会を実施している（資料 7-23）。

学生の車両通学については、公共交通機関の利用が望ましいが、本学の所在地である兵庫県は東西南北に広く、地理的、時間的、経済的、その他の理由等で通学に困難が伴う学生に対し、車両通学許可内規を制定し、学生専用駐車場を設け自動車、原動機付自転車及び自動二輪車による通学を許可している。この制度により学生の通学手段の確保や通学時間の短縮等を図るなど支援を行っている（資料 7-24）。

学生の表彰制度については、在学中、学業及び人格ともに優秀で他学生の模範となった学生、課外活動で特に顕著な成果を収めた学生、広く社会に貢献を行った学生、または本学の名誉を高めたと認められる学生に対して表彰できる褒賞規程を制定し、運用している（資料 7-25）。

**点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性については、学生支援に関する方針に基づき、教職員から構成される「姫路大学全学学生委員会」「姫路大学看護学部学生委員会」「姫路大学教育学部学生委員会」「姫路大学看護学部キャリア・就職支援委員会」「姫路大学教育学部キャリア委員会」において、月 1 回程度開催し、学生支援について点検・評価を行っている。具体的な取り組みとしては、以下のとおりである。

修学支援においては、奨学金については 2019 年度より高等教育無償化制度の法整備により、本学においても対象校として認可され、給付及び減免の支援の取り組みを行っている。在学生については周知しており、申込者の人数の把握を行い、学生に対して制度の説明を行っている。2020 年度についても新入生を含む在学生に対して制度の説明を複数回にわたり実施し、既存の奨学金制度を含む全体的見直し及び点検・評価を行っている。また、障害のある学生に関する方針及び規程を定めていなかったが、2020 年 2 月、教育改善・内部質保証会議において取りまとめ、その後、大学協議会において承認されている。今後は本規程を基に、全学的に学生支援の適切性を検証していく（資料 7-26）。

生活支援においては、年間 5～6 回程度、定期的に部活動、同好会の部長が集まるクラブ会を開催し、課外活動援助金の申請、大学祭等の学内行事への参加の促進等、教務学生課で各活動の支援を行っている。学生の心身の健康の保持のための健康管理等については、健康

管理室が中心となって健康相談を行っており、全学学生委員会で共有されている。配慮が必要な学生が増加していることから、今後更なる体制の見直しを検証していく。

進路支援においては、各学部キャリア委員会において、年度当初に年間活動計画を立て実施している。看護学部では、キャリアガイドブックの作成、学内合同病院説明会、卒業生と在学生の交流の機会となる Go To Hometown、卒業生向けの卒業後状況調査等を実施し、次年度に向けた検討をしている。教育学部では、基礎学力テストの実施、小学校教諭、養護教諭、保育士等として働く卒業生を招き、やりがいや仕事内容、採用試験対策について話を聞くキャリアデザインミーティングを実施し、次年度に向けた検討をしている。

## (2) 長所・特色

- ・全学的な学生支援体制については、教育改善・内部質保証会議の前身である学部教育改善検討会において、学生支援を実施してきた。教育改善・内部質保証会議が設置されたことにより、学生支援に関する方針、障害者支援方針及び規程が策定され、全学的な共通認識が図られ、改善・向上が期待される。
- ・学士課程においては、アカデミックアドバイザー及びクラス担任制を設けることにより、在籍中の修学、生活、進路に対してきめ細やかな支援を行っている。また、免許・資格の取得を前提とする学部のため、国家試験対策及び教員採用試験対策等の様々なキャリア支援に力を入れている。
- ・学生を表彰する制度として「姫路大学褒賞規程」を定めている。学業成績による「優秀賞」の他、課外活動を貢献した者に対する「課外活動功労賞」、文化活動等の功績に対する「奨励賞」といった種類を設けている。
- ・本学独自の奨学金である「学資支援奨学金」、「特別奨学金（A型及びB型）」、「教員養成支援奨学金」等の制度を整備し、学生の経済的支援が充実している。
- ・健康管理室及びカウンセリング室等、学生の多様なニーズに対する設備が整備されており、学生の相談に応じられる体制を維持している。
- ・看護学研究科博士前期課程については、主指導教員、副指導教員、教務学生課が主として修学・生活支援を行っている。

## (3) 問題点

- ・学生の能力に応じた補習教育・補充教育については、教員が個別で実施しているが、組織的な体制の整備は不十分である。
- ・一人ひとりの学生に対してのきめ細かな指導や相談体制が出来ているものの、学生生活や学業などにおける問題を抱えた学生が年々増加している。問題も個別化・多様化しているため、教育改善・内部質保証会議を機能させ、教員の共通理解及び情報共有について強化する必要がある。
- ・成績不振の学生の状況把握及び学習成果を測定する全学的な体制が整っていない。

- ・学生ニーズに関する実態調査については、2020年5月末日時点でアンケートを実施する予定である。

#### (4) 全体のまとめ

大学の理念・目的を踏まえた学生支援に関する方針を定めており、各学部の学生委員会、教務委員会、キャリア・就職支援委員会、ハラスメント防止委員会等を経て、教授会、教育改善・内部質保証会議が点検・評価を行うことで、学生支援のPDCAサイクルを実行する体制が整備されている。今後は、この体制をより効果的かつ迅速に進めていくため、様々な学生支援を展開するとともに、充実した学生生活へと導くことができるよう努めていく。